		ア　山形新潟両県界の最大高潮時海岸線上の点 イ　アから西北西の線上15海里の点 ウ　新川河口中心点と佐渡市鴻ノ瀬鼻灯台中心点とを結ぶ線上新川河口中心点から10海里の点 エ　新川河口中心点		

⑹　まこがれい

第８の３の⑺に定める漁獲努力可能量のうち都道府県別に定める量並びにその対象となる採捕の種類に係る海域及び期間は、次表のとおりとする。

都道府県名	採捕の種類	海域	期間	漁獲努力量（隻日）
山口県	小型機船底びき網漁業（うち手繰第２種漁業及び手繰第３種漁業）	周防灘	平成25年１月１日から平成25年２月10日まで	11,685
福岡県	小型機船底びき網漁業（うち手繰第２種漁業及び手繰第３種漁業）	周防灘	平成25年１月１日から平成25年２月10日まで	2,130
大分県	小型機船底びき網漁業（うち手繰第２種漁業及び手繰第３種漁業）	周防灘	平成25年１月１日から平成25年２月10日まで	2,445

⑺　やなぎむしがれい

第８の３の⑻に定める漁獲努力可能量のうち都道府県別に定める量並びにその対象となる採捕の種類に係る期間は、次表のとおりとする。

都道府県名	採捕の種類	期間	漁獲努力量（隻日）
福島県	小型機船底びき網漁業（うちその他の小型機船底びき網漁業）	平成25年４月１日から平成25年６月30日まで	1,776
茨城県	小型機船底びき網漁業（うちその他の小型機船底びき網漁業）	平成25年４月１日から平成25年６月30日まで	1,920

第11　大臣管理努力量に関し実施すべき施策に関する事項

大臣管理努力量に係る農林水産大臣への漁獲努力量等の報告に係る迅速な報告の体制の整備を進めることとする。

第12　その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項

海洋生物資源の保存及び管理をより一層推進するためには、より詳細かつ正確な資源状況の把握が必要であることから、漁獲情報を的確に把握するとともに、資源に関する調査・研究の充実強化を更に進めることとする。

公　告

諮　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２４年（フ）第４４６号

沖縄県糸満市潮崎町３丁目28番地の10　101号

債務者　ＭＣＩＬＶＲＩＤＥ　ＧＬＥＮＮ　ＦＲＡＮＣＩＳ（マクブライド　グレン　フランシス）

１　決定年月日時　平成24年11月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　植松　孝則
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月13日午前10時
５　免責意見申述期間　平成25年１月18日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第４４７号

沖縄県糸満市潮崎町３丁目28番地の10　101号

債務者　マクブライド　直子

１　決定年月日時　平成24年11月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　植松　孝則
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月13日午前10時
５　免責意見申述期間　平成25年１月18日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第５５８３号

石川県白山市尾添チ70―４　一里野高原ホテルろあん内、住民票上の住所石川県加賀市松が丘３丁目22番地11　アーバン松が丘103号室

債務者　大村昭徳こと　李　　昭徳

１　決定年月日時　平成24年11月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　茂野　祥子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月４日午後３時
５　免責意見申述期間　平成25年１月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５７４９号

奈良県香芝市穴虫1066番地２

債務者　清水　宏能

１　決定年月日時　平成24年11月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　辻井　康平
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月４日午後３時
５　免責意見申述期間　平成25年１月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５７７６号

大阪府河内長野市あかしあ台１丁目24番19号

債務者　松井　保夫

１　決定年月日時　平成24年11月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　山田　敬子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月４日午後３時
５　免責意見申述期間　平成25年１月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３８５号

埼玉県羽生市西３丁目12番16号

債務者　村田　宏之

１　決定年月日時　平成24年11月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　鈴木　紀久
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月５日午後２時30分
５　免責意見申述期間　平成25年１月22日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第１２３号

長野県上田市下之条57―９　シャトレーゼ上田103号室、住民票上の住所長野県上田市蒼久保1437番地２

債務者　小林真由美

１　決定年月日時　平成24年11月14日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　山下　　潤
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月５日午前10時
５　免責意見申述期間　平成25年１月22日まで
長野地方裁判所上田支部